

筑前町人権施策推進審議会委員の募集

1. 審議会委員公募の目的

筑前町では、「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」を将来像と定め、その実現に向けた具体的な施策の一つとして、「人権尊重のまちづくりの推進」を掲げています。そのため、すべての人がお互いの人権を尊重し、共に生きる社会づくりに向け、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進しています。

町の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置している筑前町人権施策推進審議会委員の任期満了に伴い、広く住民のみなさんに人権施策についての意見をお伺いするため次期審議会委員を募集します。

※人権施策とは、すべての人の人権が大切にされるまちを目指して、町のさまざまな事業を人権の視点でとらえ取り組むものです。同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症や難病に関する問題など、私たちの身近にあるあらゆる人権侵害の解消を目指していきます。

2. 職務内容

年2回程度開催する審議会において、人権施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議、人権施策の実施状況等審議をしていただきます。

3. 応募資格

筑前町在住者で、人権課題に理解と関心があり、平日昼間の会議（年2回程度）に出席可能な方。

4. 任 期 令和5年7月1日から2年間

5. 報 酬 日額3,000円

※「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づきます。

6. 募集人員 2名

7. 募集期間 5月8日（月）～5月24日（水）

8. 応募方法

募集期間内に応募用紙に記入のうえ、人権・同和对策室に持参、郵送またはメールにより提出してください。なお、郵送の場合は、5月24日（水）必着といたします。

※個人情報については、人権施策推進審議会委員募集に関すること以外には使用いたしません。

9. 選考方法

応募された方の中から、応募の動機等を基に審査し、決定いたします。

10. 注意事項

提出書類に虚偽の記載等が認められたときは、委員委嘱後であっても取り消すことがあります。また、提出していただいた書類はお返しいたしません。

－問い合わせ先及び提出先－

筑前町 人権・同和对策室 人権係

〒838-0298 筑前町篠隈 373 番地

電話 0946-42-6612 FAX 0946-42-2011

mail: jinken@town.chikuzen.fukuoka.jp

筑前町人権施策推進審議会委員応募用紙

ふりがな		性別	生 年 月 日
氏 名			年 月 日
住 所	筑前町	電話番号	
職 業			
現在行っている 活動等			
応募動機 意見や要望等			

この応募用紙に記載された内容は、目的外には使用いたしません。

筑前町 人権・同和対策室 人権係 行
令和5年5月 24 日(水)必着